

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報 第八十四號 明治卅五年五月九日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第六十三號

醫師藥劑師規則左ノ通り相定メ明治三十五年六月一日ヨリ施行ス

明治三十年一月本縣縣令第十四號明治十七年七月布第四十七號及同年十一月布第七十三號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 植雲一郎

醫師藥劑師規則

第一章 通則

第一條 醫師藥劑師ハ開業セルト否トナ問ハス左記各號ノ一ニ該當スル事實ハ十日以内(第三號第ヒ號ニ)ニ現住地ノ市町村長ニ届出ヘシ但シ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 新ニ醫師藥劑師トナリタルトキ
- 二 外國又ハ他國府縣ヨリ本縣下ヘ轉籍若クハ寄留シタルトキ
- 三 本縣内ニ於テ轉籍若クハ轉寄留テナシタルトキ
- 四 本縣内ニ於テ轉籍若クハ轉寄留テナシタルトキ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

- 五 開業、休業、復業又ハ廢業シタルトキ
- 六 族籍氏名ナ變更シタルトキ
- 七 海外ニ移住又ハ旅行セントスルトキ
- 八 諸朝シタルトキ

九 失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ失踪ノ宣告ヲ取消サシタルトキ又ハ死亡シタルトキ

第二條 前條第一號第二號第四號及第八號ノ場合ニ在テハ免狀寫ナ添附スヘシ

第三條 第一條第四號ノ移轉先他ノ市町村ニ係ルトキハ双方ノ市町村長ニ届出ヘン但シ前住地市町村長ノ届書ニハ免狀寫ナ添附ナ要セス

第四條 醫師免許規則第八條第十條及藥品營業並藥品取扱規則第六條ノ願届ハ十日以内ニ所轄市町村長ニ差出スヘシ

第二章 醫師

第五條 出張診療所ヲ設ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ(他國府縣ヨリ出張スル者ハ免

狀寫添附ナ要ス)開所五日前ニ其ノ所在地市町村役場ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ

一 出張診療所ノ位置

二 出張ノ定日

三 治療調劑専任者ヲ置クトキハ其ノ住所氏名年齢

四 開所ノ年月日

出張診療所ヲ廢止シ其ノ他屆出事項ニ異動ナ生シタルトキハ五日以内ニ前項ノ手續ニ依

リ届出ヘシ

第六條 前條治療調剤専任者ハ醫術開業免狀又ハ藥劑師免狀ヲ有スル者タルヲ要ス。

第七條 開業醫ハ正當ノ事由ナクシテ患者ノ診療又ハ死体検査ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ス。

第八條 薬師ハ處方箋ヲ備エ施治患者ノ住所、氏名、職業、年齢、病名處方及初診轉歸ノ日時ヲ詳記シ最後ノ診察又ハ投薬ノ時ヨリ滿十年間保存スヘシ。

第九條 施治患者死亡シ又ハ施術産婦ノ死産シタルトキハ死亡診斷書若クハ死産証書死胎檢査書ヲ其ノ戸主若クハ之ニ代ルヘキ者ニ附與シ其原稿ハ滿十年間保存スヘシ。

第十條 死体又ハ死胎ヲ検査シタルトキハ該死者ニ對スル檢査書ヲ其ノ戸主若クハ之ニ代ルヘキ者又ハ引取人ニ附與シ其原稿ハ滿十年間保存スヘシ。

第十一條 診察ヲ爲サスシテ診斷書處方箋又ハ藥劑ヲ附與シ若クハ檢査テ爲サスレテ檢査書ヲ附與スヘカラス。

第十二條 治療シタル患者又ハ檢査シタル死体ノ状態ニ異常アリト認メタルトキハ直ニ所轄警察官署若クハ巡查派出所、巡査駐在所又ハ巡行ノ警察官吏ニ申告スヘシ。

第十三條 患者ニ處方箋ヲ與フルトキハ患者ノ住所、氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量及年月日ヲ記シ署名捺印スヘシ但シ病院ニ在テハ其ノ院名ヲ記スルコトヲ得。

第十四條 患者ニ與フル藥劑ノ容器又ハ包紙ニハ内外用ノ別、用法、用量、年月日及患者並ニ自己ノ氏名ヲ記スヘシ但シ病院ニ在テハ其ノ院名ヲ記スルコトヲ得。

第十五條 中毒患者ヲ診療シ又ハ其ノ死体ヲ檢査シタルトキハ患者又ハ死者ノ住所、氏名、

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

二

職業、年齢、中毒品ノ種類、症狀、發病、死亡ノ日時ヲ記シ毒品ノ現存スルモノハ現品ヲ添エ即時所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ。

全治又ハ死亡シタルトキハ前項ニ準シ届出ヘシ。

第十六條 薬師ハ別紙様式ニ依リ施治患者員數ヲ統計シ翌年一月三十一日迄ニ所轄郡市役所へ差出スヘシ但シ郡ニ在テハ所轄町村役場ヲ經由スヘシ。

第三章 藥 剤 師

第十七條 支局ヲ開設セントスル者ハ第五條ノ手續ニ依リ其ノ位置迄ニ管理者ノ住所、氏名、年齢ヲ届出ヘシ異動ヲ生シタルトキ亦同シ。

第十八條 調剤録ハ最終處方箋ノ日付ヨリ滿十年間保存スヘシ。

第四章 記 则

第十九條 本則第一條第三條乃至第十八條ニ違背シタル者ハ科罰ニ處ス。

附 則

第二十條 從來出張所又ハ支局ヲ設置シタル者ハ本則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第五條第十七條ノ手續ニ依リ更ニ届出ヘシ。

(別紙)

第一表 施 治 患 者

明治 年中

轉

病 類	男 性	新 患 者	舊 患 者	治 癒	死 亡	半 治	不 詳
--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------

病名		第十類 外襄性病	
女	男	第十二類 中毒症	第二類 病名不詳
新患者	舊患者	女男	女男
治癒	轉死	女男	女男
死亡	半治	女男	女男
不詳	不詳	女男	女男

明治年月日

那市長宛

那市町村番地
醫師何

某

○和歌山縣令第六十四號

屠畜取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

明治二十七年三月本縣令第十四號屠畜場及獸肉販賣營業取締規則ヘ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 椿 葦一 邸

屠畜取締規則

第一條 本則ニ於テ屠畜ト稱スルハ食用ニ供スル牛、馬、羊、豚、チ屠殺解体スルヲ謂フ

第二條 左ニ掲タル者ヲ以テ屠畜業者トス

一 屠畜場主

二 屠畜業人

三 屠夫

第三錄 屠畜業者ハ死畜販賣業ヲ駕ヌルコト得ズ

第四條 屠畜場ニ非レハ販賣用ト自家用トヲ問ハス屠畜ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 屠畜場ハ各郷市ニ一ヶ所トス但シ増設ノ必要ナ認ムルトキハ特ニ許可スルコトアルベシ

第六條 屠畜場ヘ他人ノ所有地ヲ距ル二間以上ニシテ公道、社寺、人家、其他ノ建造物、飲料水、公園、其ノ他衆人ノ群集スル場所、及死者解体場、チ距ル最近直經六十間以上ノ地ニアラサレハ設置スルヲ許サス但シ土地ノ狀況ニ依リ特ニ距離ヲ伸縮セシムルコトアルベシ

第七條 屠畜場ヲ設ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ當圖ノ許可ヲ受クヘン但シ借地ニ係ル

縣報第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種郵便物認可

六

モノハ地主ノ認署ナ要ス

一 住所職業其名年齢(法人ニアリテハ事務所所在地代表者ノ氏名)

二 敷地ノ地種、地目、地番、坪數、建物ノ配置、及近傍二丁以内ノ地況ヲ見得ヘキ圖面

三 建造物ノ設計書及圖面(平面、正面、側面)

四 工事竣成期日

第八條 屠畜場改造又ヘ變更セントスルトキハ前條ノ手續ニ準シ許可ヲ受クヘシ

第九條 屠畜場ノ構造ハ左ノ各號ニ據ルヘレ但シ土地ノ狀況ニ依リ第四號乃至第七號ヘ附

附スルコトアルヘシ

一 屠畜場ノ周圍ニハ外部ヨリ見透サヤル様高ナシ六尺以上ノ墻垣ヲ設ケ鐵筋アル門戸ヲ付スヘシ

二 屠畜場盤ハ切石又ヘ煉瓦テ敷詰ノ「セメント」ヲ以テ其ノ間隙ヲ接合シ適當ノ勾配ヲ付シ且ツ同質ノ小溝ヲ設ケ汚水溜ニ通セシムヘシ小溝ノ屠畜室外ニ屬スル部分ニハ蓋ヲ設クヘシ
内部周圍ハ高ナシ一尺以上切石又ヘ煉瓦ヲ以テ作リ其ノ上部ハ金屬板、木板(ベンキ)一張リ適當ノ窓ヲ設ケ屋根裏ヘ鐵ア板裏トシ總坪五分一以上ヘ二重屋根(高ナ二尺以上)ノ汚氣板ヲ設クヘシ

三 汚水溜ハ内外ニ抽糞ヲ施シダル裏又ヘ煉瓦「コンクリート」等不透透質ノ材料ヲ以テ屠畜場距ル三間以上ノ地ニ設ケ適當ノ蓋ヲ覆ヒ周圍ナ地盤ヨリ高クシ雨水ノ流入ヲ

防クヘシ

四 内臓検査場及内臓洗塗ハ居室外ニ設ケ其ノ構造ハ居室ニ準スヘシ

五 汚物置場ハ居室ナ距ル三間以上ノ地ニ設ケ周囲及地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ掃除口ヘ密閉シ得ヘキ挿板又ハ扉ヲ付シ適當ノ屋根ヲ設クヘシ

六 诸類繫留所ハ施内入口ニ接シタル場所ニ設ケ毎頭區割ノ桶ヲ施シ其ノ地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造シ尿槽ヲ付シ受尿器ニ通セシムヘシ但シ受尿器ノ構造ハ汚水溜ニ準スヘシ

七 生体検査場及検査員詰所ハ場内入口ニ接シタル場所ニ設クヘシ

第八條 工事竣成シタルトキハ其ノ旨當廳ニ届出検査ヲ請ヒ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 居畜場頽敗シ又ハ公衆衛生ニ害アリト認ムルトキハ改造變更修理ヲ命シ又ハ廢場ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ場合ニ於アハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
一 一ヶ年以上休業ヲタルトキ

二 工事竣成期日ヲ経過シ仍未竣工セキルトキ

第十三條 居畜場ニハ左ノ器具ヲ備フヘシ
一 屠肉秤量器
二 内臓検査臺
三 屠具

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

七

四 屠肉懸昇器

五 嘴

六 洗滌具

七 挹布

八

獸体保定具

其他必要ナル器具

第十四條 屠殺ハ左ノ時間内ニ限ル但シ止テ得サル場合ニ於テハ検査員ノ承認ヲ經テ之ヲ伸縮スルコトヲ得

四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル 午前六時ヨリ全九時迄

十月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル 午前七時ヨリ全十時迄

第十五條 大祀、令節國祭ノ日ニハ屠畜ヲナスコトヲ得ス

第十六條 屠畜場ハ常ニ清潔ナラシム汚物血液等ヲ散亂セシムヘカラス若シ不潔ト認ムルトキハ清潔ニ至ル迄屠畜ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 屠畜場ニハ疾病ノ疑アル獸類ヲ率キ入ルヘカラズ但シ検査員ノ許可ヲ得タルモノヘ此限ニアラズ

第十八條 屠畜場主ハ屠畜場ノ使用料ヲ屠畜營業人ハ屠畜手數料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十九條 屠畜場主ハ正當ノ理由ナクシテ屠畜場使用ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 屠畜場主ハ第一號様式ノ屠畜簿ヲ備ヘ屠殺ノ都度ニ記入シ検査官吏ノ検印ヲ受ケ第二號様式ニ依リ月表ヲ製シ翌ノ五日限り當廳へ届出ヘシ

第二十一條 屠畜業人タラントスル者ハ住所、職業、身分、氏名、年齢ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 屠畜ヲナサントスルトキハ第三號様式ノ書面ヲ以テ屠殺前日迄ニ所轄警察官署又ヘ巡査派出所巡査駐在所ニ届出ヘシ

第二十三條 屠畜ハ屠殺前検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受ケサルモノハ繫留所外ニ繫留スヘカラズ

二十四條 檢査員ニ於テ屠殺ヲ許サヤルモノハ角又ヘ蹄ニ禁若クハ停字ノ烙印ヲ受ケ直ニ標外ニ率キ出スヘシ

二十五條 屠殺中ヘ門戸ヲ閉鎖スヘシ

二十六條 屠殺ヲ終リタルトキハ肉質及内臓ハ検査員ノ指示ニ從じ處置スヘシ

二十七條 檢査ニ適合セサル肉質及内臓ハ検査員ノ指示ニ從じ處置スヘシ

二十八條 肉、及骨、皮、内臓、等テ屠畜標外ニ搬出スル容器ハ塵埃、虫類、等ノ付着ヲ防クノ裝置ヲナン下底ニ血受テ設クヘシ但シ骨、皮、内臓ハ肉ト同一ノ容器ヲ用ユヘカラズ

肉ノ容器ハ使用后必ず熱湯ヲ以テ洗滌シ清潔ニナスヘシ

二十九條 屠殺時間内ハ屠畜業者ノ外居至ニ出入セシムヘカラズ

縣報第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種衛便物認可 八

三十條 屠夫ノ業ナナサントスル者ハ住所、職業、氏名、年齢、ヲ具シ醫師ノ身体検査証ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出營業鑑札ヲ受ケ就業中之ヲ携帶スヘシ

三十一條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ屠夫タルコトヲ得ス既ニ鑑札ヲ受ケタル後之ニ該當スル事實ノ生シタルトキハ鑑札ナ返納スヘシ

一 歌畜ノ制取法及屠殺解体法ヲ熟知セサル者

二 結核、瘧病、微毒、其ノ他傳染性皮膚病ニ罹レル者

三十二條 屠夫ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 屠畜ニ關シテハ検査員ノ指揮ニ從フコト

二 屠畜ニ從事スルトキハ清潔ナル白地ノ衣服ヲ着用シ跣足又ハ靴ヲ穿ツコト

三 解体器具ハ着手前熱湯ニテ洗滌スルコト

三十三條 屠畜場主ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當廳ヘ届出ヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續ナヌヘシ

一 屠畜場ヲ賣買譲與シタルトキ

二 屠畜場シタルトキ

三 住所氏名其ノ他身分上ニ異動ナシ又ハ死亡シタルトキ

四 法人ノ代表者、事務所所在地、名稱、又ハ無能力者ノ法定代理人、保佐人、ニ變更アリタルトキ

屠畜業人ニシテ廢棄シ又ヘ前項第三號ニ該當スル場合ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届

出
之
一

署ニ届出鑑札ヲ返納シ又ハ書換若クヘ再渡ヲ請フヘシ

第三十四條 無能力者ノ願届ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ華繁治産者又ハ妻ニアリテハ第七
條第八條第十八條第二十一條ノ場合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要セス

一 未成年者、禁治産者ニアリテハ法定代理人ノ連署

二
三
妻ニアリテハ夫ノ連署

第三十五條 本則ニ依リ當處ニ差出ス頃屆ハ總ア所轄警察官署ヲ經由スヘシ

二拾八條ノ容器ニ關シテハ明治三拾五年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトア

第三十七條 本則ノ施行ニ關シテハ明治三拾三年月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコト

本則第四條第七條第八條第十條第十一條第十三條乃至第三十三條ニ越背シタ

ルモノ若クハ詐爲ノ顧届チナシタルモノハ拘留又ハ科科ニ越ス

第三十九條

縣報第八十四號 明治三十五年五月九日 第三種郵便物認可

卷之三

四十條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其
ルトキハ第三拾八條ノ科科ヲ其法人ニ科ス

第四拾一條 本則施行前許可ヲ受ケタル屬音場ニシテ本則ニ適合セサルモノハ第七條ノ手續ニ依リ速ニ改築シ明治三拾六年拾二月末日迄ニ検査ヲ受クヘシ其検査ヲ受ケサルモノハ許可ノ効ヲ失フ

第四拾一錦 徒來居業人又ハ屠夫ニ該當スル營業ヲ爲シ引續キ營業セントスル者ハ本則施行ノ日より一ヶ月以内ニ第二拾一條若クハ第三拾條ノ手續ニ依リ届出ツヘシ但シ屠夫ハ同時ニ營業鍵札ヲ受クヘシ

月殺日屠獸名種類牲毛色體尺年齡肉量備考屠畜營業人氏名

屠畜簿

(第三號樣式)		(第二號樣式)		
		廢棄其他ノ事故ハ備考欄内ニ詳記スヘシ		
		屠畜月表		
		年	月	分
		計	牡	牝
			肉	量
			備	考
			價	價
			格	格
縣報第八十四號	明治三十五年五月九日	第三種郵便物認可	十	
右明治 年 月 日	日何屠畜場ニ於テ屠殺仕度候間此致及御用候也			
何警察署(分署)御中				
屠畜業人 住 所				
名 姓				
和歌山縣知事宛				
屠畜届				
(第三號樣式)				
氏 所				
名				
獸名				
種類				
牡				
牝				
毛色				
年齡				
體尺				
特徵				
買入月日				
買入先住所氏名				

直徑一寸五分



方寸一五分



直徑五分



烙印



○和歌山縣令第六十五號

屠肉販賣營業取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事 植 基一郎
屠肉販賣營業取締規則

第一條 本則ニ於テ屠肉販賣營業ト稱スルハ食用ニ供スル牛、馬、羊、豚、ノ生肉ヲ御賣又ハ小賣スル者ヲ謂フ

第二條 屠肉販賣營業ヲ爲サントスル者ハ肉ノ種類、住所、氏名、年齢、店舗ノ位置并ニ御賣、小賣ノ別ナ具シ醫師ノ身体検査証ヲ添ヘ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケントスルトキ亦同シ

第三條 結核、癆病、黴毒其ノ他傳染性皮膚病ニ罹レル者ハ屠肉販賣營業者タルコトヲ得ス既ニ認可ヲ與ヘタル後其ノ事實ノ生シタルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ但シ營業者自ラ肉ノ取扱チナサレル者ハ此ノ限ニアラス

第四條 營業者ハ家族雇人ニシテ前條ノ疾病ニ罹レル者ニハ肉ノ取扱チ爲サシムルコトヲ得ス

第五條 小賣營業者自ラ行商チナシ又ハ家族雇人チシテ之ヲ爲サシムルコトスルトキハ第二條ノ手續ニ準シ届出行商鑑札ヲ受ケ營業中携帶シ又ハ携帶セシムヘシ

行商者第三條ノ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ鑑札ヲ返納スヘシ

第六條 行商鑑札ハ他人ニ貸與スヘカラズ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

十二

第七條 屠肉販賣營業者ハ死畜取扱營業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第八條 左ノ事項ヘ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ行商ニ係ル者ハ同時ニ鑑札ヲ返納シ又ハ書換若クハ再渡チ諸フヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續チナスヘシ

一 六十日以上ノ休業

二 瘦棄又ヘ死亡

三 轉居改氏名店舗ノ移轉又ヘ賣肉ノ種類變更

四 鑑札ノ亡失毀損

五 無能力者ノ法定代理人又ハ保佐人ノ異動

第九條 屠肉販賣營業者休業一ヶ月以上ニ涉ルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 檢査証印ナキ屠肉ハ販賣スルコトヲ得ス但シ切載シテ販賣スルトキヘ其ノ肉塊ヲ販賣シ終ル迄捺印アル部分ヲ存置スヘシ

第十一條 馬肉ト他ノ屠肉ヲ兼商スルコトヲ得ス但シ店舗ヲ異ニスル場合ハ此ノ限ニアラス

第十二條 他府縣ヨリ輸入シタル屠肉ハ其ノ府縣規定ノ検査ヲ了シタルノ證明アルモノニアラサレバ販賣スルコトヲ得ス

第十三條 傷敗肉又ハ各種ノ屠肉ヲ混合シ或ハ獸名ヲ詐稱シテ販賣スヘカラス

第十四條 屠肉置場ハ清潔ヲ保チ塵芥又ヘ蚊蠅等ヲ防クノ裝置チナスヘシ

第十五條 屠肉行商者ハ取扱ヲ備ヘタル容器ヲ用ヰ日々清潔ニ掃除ヲナシ且ツ其表面見易キ箇所ヘ肉ノ種類ヲ明記スヘシ

第十六條 屠肉販或營業者ハ屠肉買入臺帳ヲ備エ買入月日、肉種、數量、代價、買入先等ヲ記載シ置クヘン

行商者ハ營業中前項ノ帳簿ヲ携帶スヘシ

第十七條 無能力者ノ顧問ヘ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ準禁治產者又ハ妻ニアリテハ第二條第五條第八條ノ場合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ述署ヲ要セス

一 未成年者、禁治產者ニアリテハ法定代理人ノ述署

二 準禁治產者ニアリテハ保佐人ノ述署

三 妻ニアリテハ夫ノ述署

第十八條 本則第十條第丁二條第丁三條ノ屠肉并ニ第十五條ノ容認ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトアルヘ

第十九條 本則ノ施行ニ關シテハ明治三拾二年三月法律第拾五號第二條ノ趣旨ヲ行フコトアリヘシ

第二十條 本則第二條第四條第五條第六條第八條第十條乃至第十六條ニ違背シ若ヘ詐偽ノ願出チナシタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 十二歳未滿ノ者及禁治產者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ法定代理人ニ科スルコトアルヘシ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種簡便物認可

十三

附 則

第二十二條 來ノ營業者ニシテ引継キ營業セントスル者ハ本期滿ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ本則第二條ノ手續ニ依リ届出ヘシ但シ行商ニ係ル者ハ同時ニ行商鑑札ヲ受クヘシ

○和歌山縣令第六十六號

死畜取締規則左ノ通り相定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

明治十三年十二月甲第二百三十八號死牛馬取締規則ハ本廟施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年五月五日

和歌山縣知事

椿 茂 一 郡

死畜取締規則

第一條 本則ニ於テ死畜ト稱スルハ斃死シタル牛、馬、羊、豚、チ鶏フ
死畜取扱人ト稱スルハ死畜解体ヲ營業トスル者ヲ謂フ

第二條 死体解体場、死畜埋没場、死畜焼却場ハ他人ノ所有地三間以上ヲ離レ公道、社寺
人家、其ノ他ノ建造物、飲料水、公園、其他衆人詳集ノ場所テ距ル最近直徑六十間以
上ニシテ衛生上無害ノ地ニアラサレハ設置スルコトヲ得ス但土地ノ狀況ニ依リ本條ノ距
離ヲ伸縮セシムコトアルヘシ

第三條 死畜解体場、死畜埋没場、死畜燒却場ヲ設ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警
察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ之ヲ改築變更セントスルトキ亦同シ(借地ニ係ルモノハ
地主ノ連署ヲ要ス)

- 一 住所職業氏名年齢
- 二 獻地ノ地番地種地目及坪數
- 三 建物及其ノ四隣二丁以内ノ地況ヲ見得ヘキ圖面
- 四 設計書并ニ其圖面
- 五 工事竣成期日

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種商使物認可

十四

第四條 死者解体場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ斟酌スルコト
アルヘシ

- 一 周圍ニハ墻堀ヲ設ケヘシ
- 二 解体室ノ四壁下部高サ一尺通ハ不滲透質(煉瓦、コンクリート等以下倣之)ノ材料ヲ以テ作り且フ上
部ニ適當ノ窓ヲ設ケヘシ
- 三 地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ適宜ノ勾配ヲ付シ小溝ヲ設ケ汚水溜ニ通セシムヘレ
ノ裝置ヲナスヘシ

第五條 死畜解体場ノ工事竣成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ當ヒ使用ノ認可ヲ
受クヘシ

第六條 死畜解体、埋没、焼却場ニシテ公安又ハ公衆衛生ニ害アリト認ムルトキハ廢場ヲ命
スルコトアルヘシ

第七條 死畜取扱人タラントスルモノハ住所、職業氏名、年齢ヲ具シ所轄警察官署ニ届出營
業登札ヲ受クヘシ

第八條 死畜アリタルトキハ解体、焼却、埋没前所有者又ハ管理人ニ於テ直ニ左ノ事項ヲ具
シ所轄警察官署又ハ巡查派出所、巡查駐在所ニ届出ヘシ

一 獻醫ノ診斷書又ハ檢査書

二 解体、埋没、焼却場所及其ノ日時

三 死畜取扱人ノ住所氏名

第九條 死畜ハ死畜解体場、死畜埋没場、死畜焼却場ノ外之ヲ解体、埋没、焼却スルコトヲ得ス但シ止テ得サル事情アリ所轄警察官署ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラズ

第十條 死畜又ハ解体シタル皮肉及内臓等ヲ運搬スルトキハ被包若ヘ覆蓋アル容器ヲ用ヒ血液、汚汁等ヲ滴下セシムヘカラズ

第十一條 解体シタル肉及内臓ハ臨檢官吏ノ目前ニ於テ悉ク一寸以下ニ細切シ濃厚塗水又ハ石灰乳ヲ能ク混和スヘシ

第十二條 前條ノ肉ハ肥料ニ化製セサル前之ヲ他人ニ譲渡スヘカラズ

第十三條 死畜解体場ハ清潔ニ掃除シ肉、内臓其ノ他ノ汚物ヲ散亂セリュヘカラズ

第十四條 死畜取扱人ハ死畜買入臺帳ヲ備エ所轄警察官署ノ捺印ヲ受ケ死畜ノ種類牝牡ノ別買入月日所有者ノ住所氏名號死ノ月日及場所買入代價ヲ記載シ置クヘシ

第十五條 死畜解体、埋没、焼却場主及死畜取扱人左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲナスヘシ

一 死畜解体、埋没、焼却場ノ廢止又ハ賣買、譲與(賣買譲與ハ連署)

二 廢業

三 住所氏名ノ異動及死亡

四 無能力者ノ法定代理人又ハ保佐人ノ異動

第十六條 無能力者ノ願届ハ左ノ各號コ依ルヘシ但シ準禁治產者及妻ニアリテハ第三條ノ

縣報第八十四號

明治三十五年五月九日

第三種即便物認可

十五

和歌山縣訓令甲第二十五號

郡 察 警 分 署 所
町 市 村 稅 墓 一 邑

傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所管理方法並ニ事務規程左ノ通り相定ニ

明三十五年五月五日

和歌山縣知事

椿 基一郎

傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所管理方法並ニ事務規程

第一條 傳染醫院、ノ院長並ニ隔離病舍ノ醫長ハ院舍内ノ醫務並ニ衛生事務ヲ掌理シ醫長並ニ醫員以下ヲ指揮監督ス

第二條 傳染病院ノ院長隔又ハ隔病舍ノ醫長故障アルトキハ醫長若ハ上席醫員其ノ事務ヲ代理スルモノトス

第三條 醫員ヘ院長又ヘ醫長ノ指揮ヲ承ケ治療ニ從事スヘシ

第四條 調劑係ハ院長又ハ醫長ノ指揮ヲ承ケ調剤ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當スヘシ

第五條 事務員ヘ庶務會計及消毒事務ニ從事スヘシ

第六條 看護婦ヘ院長醫長及醫員ノ指揮ヲ承ケ懇切ニ患者ノ看護ニ從事スヘシ

第七條 傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所ニ於テハ除々消毒營營若干名ヲ定メ置クヘシ

縣號第十四號

明治三十五年五月九日

第三種郵便物認可

十六

第八條 醫員、調剤係、事務員ハ各一名宛宿直スヘシ但シ止テ得サル事故アルトキハ輪番宿直スルコトナ得

看護婦ハ傳染病隔離病舍内ニ寄宿スヘシ

第九條 患者ニ附添看護ヲ申出ル者アルトキハ傳染病院、隔離病舍ノ管理上妨ケナシト認ムルモノハ之ヲ許可スルコトナ得但シ染傳病院、隔離病舍内ノ諸規則及職員ノ指揮ヲ遵守セシメ且ツ謹ニ外出セシムヘカラズ

第十條 入院、入舍ノ患者ニ面會ヲ請フ者アルトキハ臨檢警察官吏、院長、醫長ニ於テ差支ナシト認ムル者ヘ之ヲ許可スルコトナ得但病室ニ入ルトキハ病室用衣ヲ着セシメ出ルトキハ之ヲ脱シ相番消毒ヲナサシムヘカラズニアラサレハ飲食セシムヘカラズ但シ飲料ニアラサレハ院舍外ニ搬出セシムヘカラズ

第十一條 患者ノ携帶品ハ帳簿ニ記載シ置キ紛亂セサル様措置シ消毒方法ヲ行ヒタル後ニアラサレハ飲食ヲ受ケタル後ニアラサレハ飲食セシムヘカラズ但シ飲料水ハ必ス煮沸シテ用フヘシ

患者ニ供シタル飲食物ノ残餘ハ直ニ消毒ノ上一定ノ場所ニ於テ焼却スヘシ

飲食器具ハ使用ノ都度必ス消毒スヘシ
消毒タヘシ

第十四條 患者ノ排泄物ハ必ス一定ノ容器ニ取リ概子排泄物二倍ノ石炭酸水又ハ石灰乳

混シタル後焼却スヘシ

第十五條 患者危篤ニ至リタルトキハ其ノ旨親族又ハ故舊ニ通知スヘシ

第十六條 患者ヲ快復期患者室ニ移ストキハ全身消毒ナシ入浴ヲ行ヒ衣服ヲ更ヘシム
ニ場合ニ依リテハ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルモ妨ケナレ退院退舍セシムルトキ亦
同シ

第十七條 患者ノ用ヒタル湯水及温濕布ハ消毒スヘシ

第十八條 患者死亡シタルトキハ速ニ屍室ニ移シ相當消毒ヲ爲スヘシ

死体ハ鄭重ニ取扱ヒ其ノ運搬ハ可成日出前、日沒後ニ於テスヘシ

第十九條 病室ハ常ニ清潔ニ掃除シ且ツ相當ノ消毒ヲ行フヘシ

第二十條 隔離所ニ收容スヘキ者ハ必ス先ツ入浴セシメ衣類及携帶品ハ相當消毒ノ上交付

第二十一條 傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所ニハ日誌ヲ備エ一切ノ事項ヲ詳記スヘシ

第二十二條 傳染病院、隔離病舍ニハ前條ノ外病床日誌ヲ備エ各患者ノ病状並ニ處方等ヲ

詳記シ置クヘン

第二十三條 市町村傳染病院、隔離病舍、隔離所及消毒所ニシテ特ニ之カ管理着ヲ置カントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘン

